

仮処分9月Xデー地裁前大集合!

2016年7月の4名の申立てからちょうど2年。12回の審尋を経て9月中に可否決定を佐藤裁判長は明言しました。期日の通知は1週間前に行われるとのこと。会員の皆様方の支え、そして弁護団の粘り強い力でこれまでやってきました。

竹内裁判長から佐藤裁判長へ

申立てを伊方原発3号機の再稼働に対して行ったときは竹内裁判長でした。当時、2017年3月までに仮処分決定という流れがあったのですが、大阪高裁へと異動されました。そして新たに着任した佐藤重憲裁判長のもとで1年以上の審尋が持たれました。

この間に大津、福井で差し止め決定がでたものの、逆流が生じます。川内原発の福岡高裁宮崎支部、大津地裁、伊方原発の松山地裁、広島地裁…。この流れの中で、佐藤裁判長は昨年12月20日に終結する動きを示していました。

ところが昨年12.13広島高裁決定で流れが変わりました。これを受けて、佐藤裁判長は3月1日、5月24日と審尋を追加したのです。

決定は予断を許さない

7月4日、関西電力大飯原発3、4号機裁判の高裁(名古屋高裁金沢支部)判決で住民側が敗訴しました。裁判長は「社会通念」を根拠に原

発は安全であるといい、また、専門家の科学的知見、専門的知見を信頼せよとも言い、さらには原発についての判断は「司法の役割を超えており、政治的な判断に委ねられるべきだ」とまで言っており、司法の独立性をみごとに放棄したかのようです。これでは3.11福島事故以前の司法の姿勢に逆戻りです。12.13広島高裁決定は別として、裁判官の多くはこのような流れを読みながら活動していることは否定できません。

司法の毅然とした判断を求める

上述のように全国的には私たちにとって大変厳しい流れがあります。私たちはもちろん、勝訴を求めて裁判に取り組んできましたが、どのような結果になろうとも、それを受け止め、次のステップへのエネルギーにしていかなければならないと考えています。先日の定期総会挨拶で岡村弁護士が、井戸謙一弁護士の言葉「なお、裁判官は期待に値する存在である」と引用されました。

会員全員にハガキで連絡します

9月中の日時がわかり次第、会員の皆様にハガキで連絡します。同時にホームページおよびメール配信します。急な連絡になりますが、大分地裁前にできる限り集まりましょう。

講演会

放射能による健康被害

講師 菅谷昭氏(医師・松本市長)

日時 8月26日(日) 14時～

会場 大分センチュリーホテル

大分市府内町1丁目 トキハ本館隣

前売 500円(当日800円)

トキハプレイガイドで取扱中

菅谷昭さんはチェルノブイリ事故後に5年半、現地で医師として医療支援活動に従事。福島事故による放射線健康被害について、適切なお話が聞けます。現在長野県松本市長。

署名用紙の集約について

同封の封筒で裁判の会事務局まで、8月末までに届けてください。切手代は自己負担でお願いします。8.26講演会に持参されてもよいです。

編集後記

・カンパをいただいた方にも送付しています。署名や物販に協力していただけるとありがたいです。
・南海トラフ巨大地震が起きたら、20年間で1410兆円の被害(土木学会6.7)。しかもこの想定には、震源域内にある伊方原発が破損することは入れてない、とのこと。日本は最貧国になりかねない、とも指摘。一刻もはやく危険性のある原発をなくすことから始めるしかありません。森山賢太郎